

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月17日提出

【発行者名】 楽天投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 色川 徹

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川四丁目12番3号
品川シーサイド楽天タワー 23F

【事務連絡者氏名】 寺中 良幸
連絡場所：東京都品川区東品川四丁目12番3号
品川シーサイド楽天タワー 23F

【電話番号】 03 - 6717 - 1900

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 楽天ブルベア・マネープール

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

楽天ブルベア・マネープール

（以下、「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。ファンドの委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 です。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額（受益権1万口当たり純資産価額を表示したもの）は、毎営業日に算出され、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

詳しくは、下記（８）の照会先までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

- お申込単位は販売会社またはお申込コースにより異なります。
- お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」。名称の異なる同様の内容のコースを含みます。）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社については、下記（８）の照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成25年9月18日から平成26年9月12日まで。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込の取扱いを行います。

なお、販売会社については、下記照会先にお問合わせください。

委託会社のお問合せ先
楽天投信投資顧問株式会社
お客様窓口：電話番号 03-6717-1900
受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

(9) 【払込期日】

- ・当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額を販売会社が定める所定の日までにお支払いください。
- ・取得申込日の申込金額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金はお申込の販売会社に払い込むものとします。

なお、販売会社につきましては上記(8)の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

申込の方法

- 受益権の取得のお申込に際しては、販売会社が定める方法でお申込みください。
ファンドは、原則として「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」からのスイッチングと同様のお申込(*)でのみ取得可能なファンドです。
- * 「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」をご換金した際の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時50分迄に、当ファンドの取得申込を行なうことをいいます。
- 分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコースと分配金が税引き後に無手数料で再投資されるコースの2つの申込方法があります。お申込の際には、どちらかのコースをお申し出ください（原則として、取得後のコース変更はできません）。
- なお、販売会社や申込形態によっては、スイッチングと同様のお取扱いが行われていない場合や、ファンドの償還日より前の一定期間以降にスイッチングと同様のお申込を受け付けなくなる場合、分配金のお取扱いに関するコースがどちらか一方に限られている場合、取得単位が異なる場合等があります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

振替受益権について

- 当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
- 当ファンドの収益分配金、一部解約金、償還金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）投資信託振替制度とは

- ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにて管理します。
- ファンドの設定、一部解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載または記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型／国内／債券に属し、楽天・国内マネー・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指した運用を行ないます。なお、当ファンドは公社債等に直接投資する場合があります。

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加投資が行なわれ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル 日本	
債券 一般	年1回	北米	
公債	年2回	欧州	
社債	年4回	アジア	ファミリーファンド
その他債券（ ） クレジット属性 （ ）	年6回（隔月）	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	年12回（毎月）	中南米	
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	日々 その他（ ）	アフリカ 中近東（中東）	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性の定義

その他資産（投資信託証券（債券 一般））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて実質的に債券に投資する旨の記載があるものであって、公債、社債、その他債券属性に当てはまらないすべてのものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。そのため、組入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券一般）））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

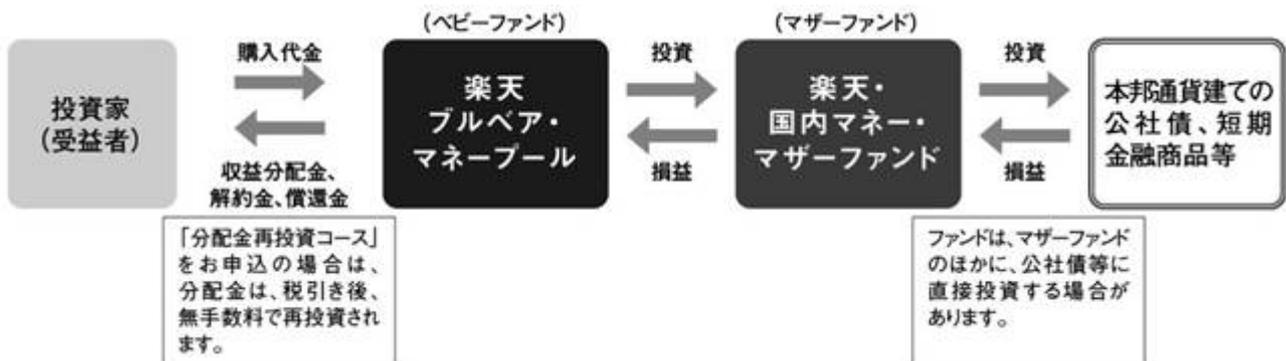
ファンドの特色

- ・本邦通貨建ての短期公社債を実質的な主要投資対象（ ）とし、安定した収益の確保を目指した運用を行ないます。

ファンドは、「楽天・国内マネー・マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」）とするファミリーファンド方式で運用しますので、「実質的な主要投資対象」とはマザーファンドを通じて投資する主要な投資対象をいいます。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からの投資資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組み



- ・本邦通貨建ての短期公社債を実質的な主要投資対象とします。
ファンドは、親投資信託である「楽天・国内マネー・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。
- ・ファンドは、「楽天日本株トリプル・プル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」からのスイッチングと同様のお申込でのみ取得可能なファンドです。詳しくは、後述の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等」をご覧ください。

信託金限度額

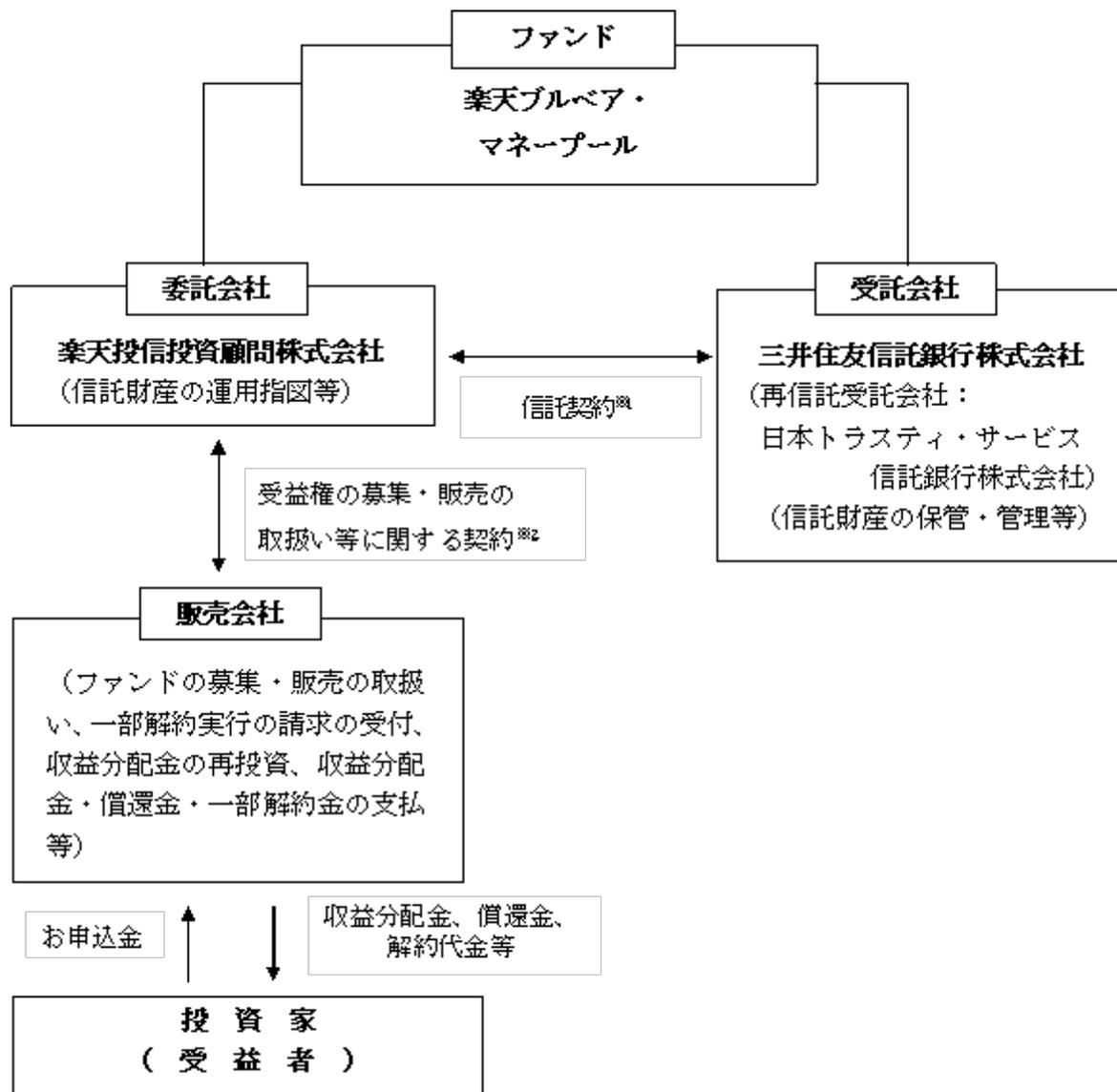
ファンドの受益権の信託金限度額は、1,000億円です。ただし、受託会社と合意の上、当該信託金限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

- 平成22年6月25日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
- 平成24年2月24日 信託期間を平成24年6月15日までから平成26年6月13日までに変更
- 平成25年9月18日 信託期間を平成26年6月13日までから平成28年6月15日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 「信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2 「受益権の募集・販売の取扱いに関する契約」

投資信託を取り扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況

1) 資本金の額（平成25年7月末日現在）

資本金 150百万円

2) 会社の沿革

平成18年12月28日 : 「楽天投信株式会社」設立

平成20年1月31日 : 金融商品取引業者 登録 [関東財務局長（金商）第1724号]

平成21年4月1日 : 株式会社ポラスター投資顧問と合併し、「楽天投信投資顧問株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況（平成25年7月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、安定した収益の確保を目指した運用を行いません。

投資態度

- 1) 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行なうことで、本邦通貨建ての短期公社債に実質的に投資を行ない、安定した収益の確保を目指した運用を行いません。
- 2) マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向等によっては、本邦通貨建ての短期公社債に直接投資する場合があります。
- 3) ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高などの取引状況、その他取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に定める外国金融市場をいいます。以下同じ。）の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 1) 株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - ・「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。（以下同じ。）
- 2) 投資信託証券（但し、マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の5%以下とします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 外貨建て資産への投資は行ないません。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

（ハ）金銭債権

（ニ）約束手形

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

運用の指図範囲等

- 1) 委託会社は、信託金を、主として楽天投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された楽天・国内マネー・マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

（イ）国債証券

（ロ）地方債証券

（ハ）特別の法律により法人の発行する債券

（ニ）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債権の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

（ホ）特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

（ヘ）転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

（ト）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

（チ）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

（リ）特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

（ヌ）コマーシャル・ペーパー

（ル）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

（ヲ）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

(ワ) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

(カ) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

(コ) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

(ク) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(ケ) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

(コ) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

(セ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるもの

(ネ) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(ヘ)の証券および(ル)ならびに(ヨ)の証券または証書のうち(ヘ)の性質を有するものを以下「株式」といい、(イ)から(ホ)までの証券および(ワ)の証券のうち投資法人債券ならびに(ル)および(ヨ)の証券または証書のうち(イ)から(ホ)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(ヲ)および(ヅ)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- 2) 委託会社は、信託金を、上記1)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

(イ) 預金

(ロ) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(ハ) コール・ローン

(ニ) 手形割引市場において売買される手形

(ホ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(ヘ) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- 3) 上記1)にかかわらず、この投資信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記2)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

先物取引等

- 1) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- 2) スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ます。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図に当たっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとし、ます。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、ます。
- 4) 上記3)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、ます。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行なうに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、ます。

金利先渡取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ます。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとし、ます。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、ます。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとし、ます。

- 6) 委託会社は、金利先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

参考情報

ファンドの主たる投資対象となる楽天・国内マネー・マザーファンドの概要

ファンド名	楽天・国内マネー・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none">主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行いません。ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高などの取引状況、その他取引所の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">株式への投資は行いません。外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬率	信託報酬はかかりません。
信託設定日	平成22年6月25日
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託銀行：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

上記の投資信託証券については、申込手数料はかかりません。

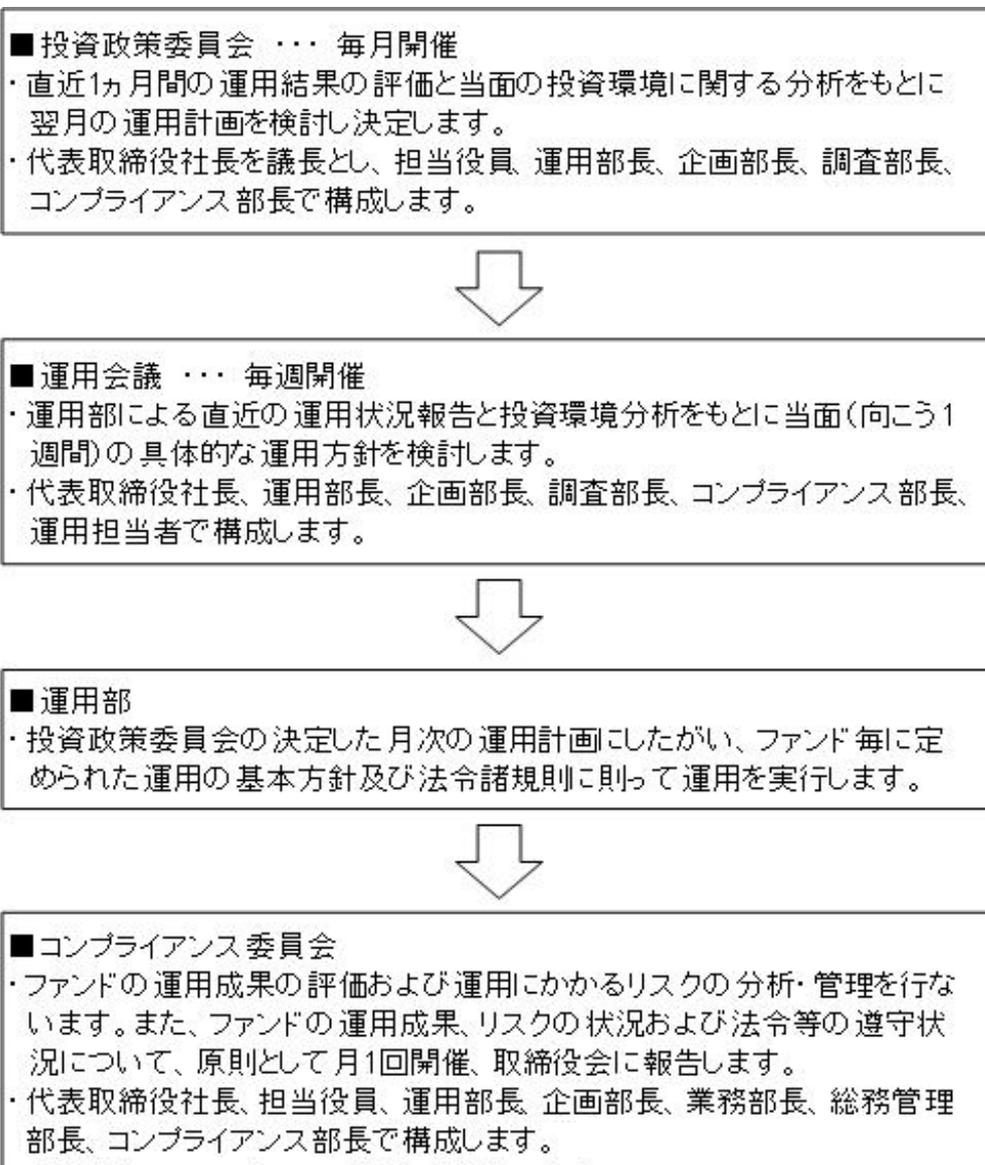
上記の概要は、投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、上記の概要は平成25年7月末日現在の予定であり、今後変更になる場合があります。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は、以下の通りです。

- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、経済環境や市場動向等の調査・分析に基づき、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議・検討し、決定します。
- ・「運用会議」は、運用計画等に基づく運用の実施状況や投資環境・市場動向等を勘案して運用計画の変更の可否等の検討を行うなど、具体的な運用に関する事項を協議・検討します。
- ・運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画にしたがって運用を実行します。
- ・コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款および社内規定等の遵守状況の確認を行います。



運用体制は平成25年7月末日現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反取引管理規程」等の社内諸規則を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

（４）【分配方針】

当ファンドの収益分配は、原則として毎決算時（毎年6月15日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に以下の方針に基づき分配を行いません。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、または、委託者の判断において、分配を行わないことがあります。
- 3) 収益分配に充てなかった留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行いません。

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

「分配金受取コース」の受益者の分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに受益者に支払われます。

- ・「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき全額再投資されます。
- ・分配金を再投資する場合は、販売手数料はかかりません。
- ・分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われ、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

1) 株式への投資割合

- ・委託会社は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ・上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下、同じ。）

2) 投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券（但し、マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

3) 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

4) 同一銘柄の株式等への投資制限

(イ) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

5) 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

6) 有価証券の貸付けの指図および範囲

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし、

)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、

(ロ) 上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは担保の受入れの指図を行なうものとし、

7) 公社債の借入れ

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうに当たり担保の提供が必要と認めたときは担保の提供の指図を行なうものとし、

- (ロ) 借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。
- 8) 資金の借入れ
- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- 9) 利害関係人等との取引等
- (イ) 受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、投資信託財産と、受託会社（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託会社の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- (ロ) 受託会社は、受託会社がこの信託の受託会社としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託会社または受託会社の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- (ハ) 委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託会社、その取締役、執行役および委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項及び第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託会社が運用の指図を行なう他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託会社は、委託会社の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- (二) 上記（イ）、（ロ）、（ハ）の場合、委託会社および受託会社は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

法令に定める投資制限

1) 同一法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式

にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3【投資リスク】

(1) ファンドの持つリスク

- ・ファンドは、主として、マザーファンドの受益証券を通じて、本邦通貨建ての短期公社債など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。また、ファンドは投資元本が保証されているものではありません。
- ・ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。
- ・ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でファンドを取得した場合は投資者保護基金による支払い対象ではありません。
- ・ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは、次のとおりです。

金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。ファンドは実質的に公社債等に投資しますので金利の変動によりファンドの基準価額が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落しファンドの基準価額が下落する場合があります。

信用リスク

公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息は償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。ファンドは実質的に公社債等に投資しますのでこれらの影響を受けファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。ファンドが実質的に主として投資する公社債などの有価証券について流動性が低下した際に売却する場合にはその影響を受けファンドの基準価額が下落する可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資信託に関する一般的なリスクは、次のとおりです。

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

投資信託財産の資金動向（投資信託財産の減少など）によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり損失を被ることがあります。

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天変地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被り基準価額が下落し、その結果、投資元本に欠損が生じるおそれがあります。

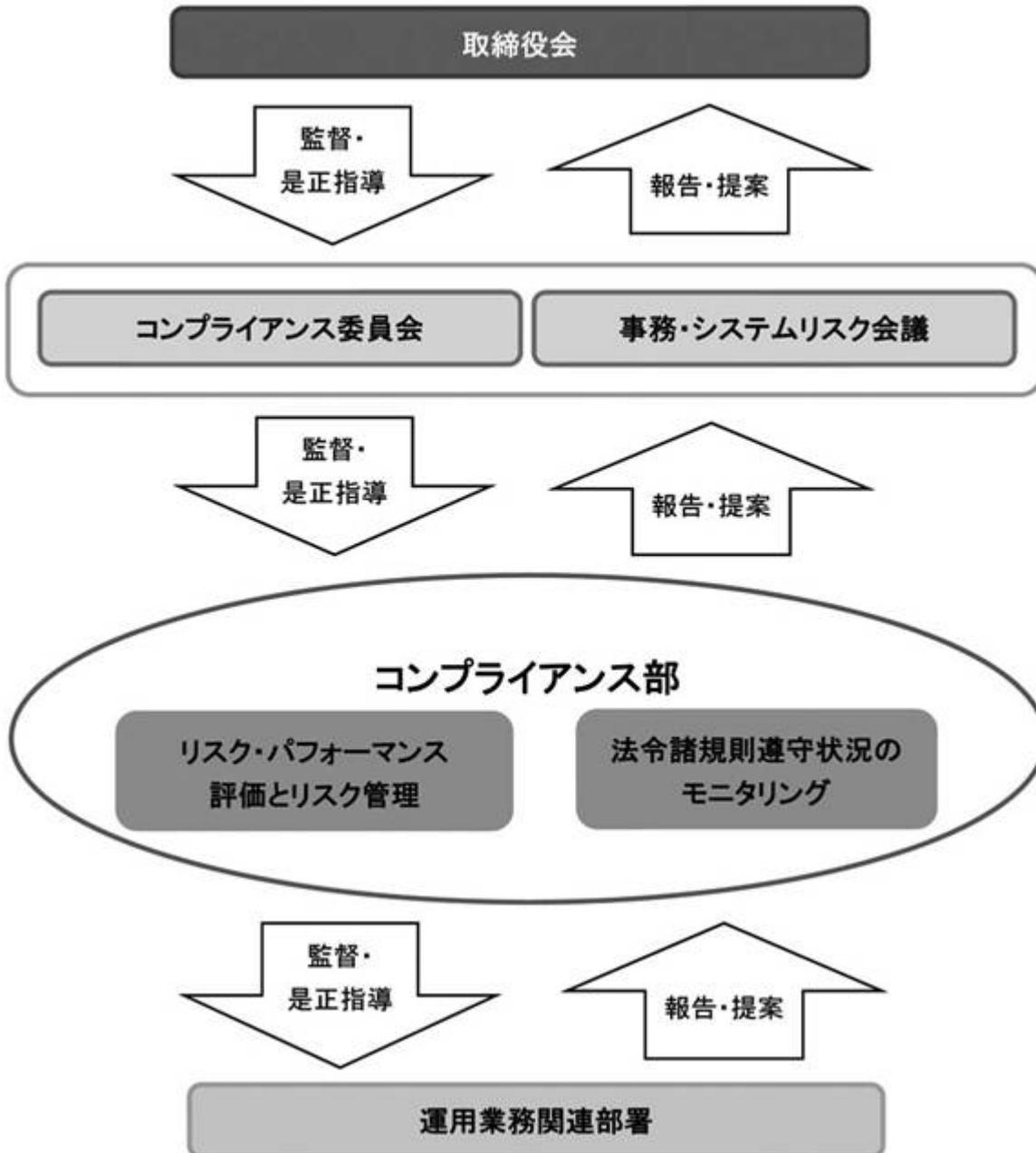
投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用するものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

なお、当ファンドはファミリーファンド方式で運用されるため、他のベビーファンドの影響を受けマザーファンドの基準価額が下落した場合にはファンドの基準価額が下落する可能性があります。

上記のほか、受益者が当ファンドの取得時に支払う所定の申込手数料、当ファンドの投資信託財産から支弁する信託報酬及び証券取引に伴う手数料等の管理費用等も、受益者の支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



* 全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減に係る施策などの構築を行っています。

* パフォーマンス評価の分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて

関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

*** 上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。**

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

(イ)換金（解約）手数料

ご解約時の手数料はありません。

(ロ)信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

* 換金の詳細については、販売会社にお問合せください。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下に定める信託報酬率を乗じて得た額とし、信託報酬にかかる委託会社、受託会社および販売会社との間の配分は次のとおりとします。

コール・レート	信託報酬率			
	合計	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)
0.40%未満	年0.1575%以内 (税抜0.15%以内)	年0.0735%以内 (税抜0.07%以内)	年0.06825%以内 (税抜0.065%以内)	年0.01575%以内 (税抜0.015%以内)
0.40%以上 0.65%未満	年0.315% (税抜0.3%)	年0.147% (税抜0.14%)	年0.1365% (税抜0.13%)	年0.0315% (税抜0.03%)
0.65%以上	年0.5775% (税抜0.55%)	年0.294% (税抜0.28%)	年0.231% (税抜0.22%)	年0.0525% (税抜0.05%)

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、短資協会が発表する無担保コール翌日物の加重平均レートにおける当該各月の前月最終5営業日間の最低レート（以下、「コール・レート」といいます。）に応じた上表の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンの翌日物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンの翌日物レートをコール・レートとし、上表の率として見直す場合があります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。
- ・また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等を投資信託財産は負担します。

税額は、平成25年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付に係る費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産の中から支弁することができます。

投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁することができます。

証券取引に伴う手数料・税金等、ファンドの組入有価証券の売買に際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。また、先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産負担します。このほかに、売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額および外貨建資産の保管に要する費用についても、投資信託財産が負担します。

ファンドが上場投資信託の投資信託証券に投資した場合、当該上場投資信託においても、有価証券等の売買手数料、税金、監査報酬等がかかります。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産の中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

個人の受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行うこともできます。

2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%

平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%
-------------	-----	---	----	-----

(注1) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

(注2) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

益金不算入制度は適用されません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年7月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	520,241,695	57.42
内 日本	520,241,695	57.42
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	385,751,645	42.58
純資産総額	905,993,340	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(参考) 楽天・国内マネー・マザーファンド

(平成25年7月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	519,934,370	99.94
内 日本	519,934,370	99.94
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	327,468	0.06
純資産総額	520,261,838	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年7月31日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価(円)	評価単価(円)	利率(%) 償還日	投資 比率 (%)
				簿価金額(円)	評価金額(円)		
1	楽天・国内マネー・ マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	519,047,885	1.0022 520,196,773	1.0023 520,241,695	- -	57.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	57.42
合計	57.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（参考）楽天・国内マネー・マザーファンド

（平成25年7月31日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（%） 償還日	投資 比率 （%）
1	377 国庫短期証券 日本	国債証券 -	240,000,000	99.97 239,947,800	99.98 239,963,040	- 2013/9/30	46.12
2	374 国庫短期証券 日本	国債証券 -	130,000,000	99.98 129,975,690	99.98 129,985,180	- 2013/9/17	24.98
3	367 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,986,600	99.99 99,995,800	- 2013/8/19	19.22
4	380 国庫短期証券 日本	国債証券 -	50,000,000	99.97 49,989,360	99.98 49,990,350	- 2013/10/15	9.61

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率（%）
国債証券	99.94
合計	99.94

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年7月31日現在及び同日前1年以内における各月末営業日及び各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成22年6月25日)	50,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成23年6月15日)	87,383,597	87,383,597	1.0004	1.0004
第2計算期間末 (平成24年6月15日)	95,459,938	95,459,938	1.0007	1.0007
平成24年7月末日	145,905,237	-	1.0008	-
8月末日	196,674,912	-	1.0008	-
9月末日	322,676,187	-	1.0009	-
10月末日	217,788,769	-	1.0009	-
11月末日	223,058,282	-	1.0009	-
12月末日	141,199,629	-	1.0010	-
平成25年1月末日	454,771,231	-	1.0010	-
2月末日	411,015,911	-	1.0011	-
3月末日	159,354,717	-	1.0012	-
4月末日	710,421,550	-	1.0012	-
5月末日	635,946,529	-	1.0012	-
第3計算期間末 (平成25年6月17日)	528,608,118	528,608,118	1.0012	1.0012
6月末日	464,354,096	-	1.0013	-
7月末日	905,993,340	-	1.0013	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.0
第2計算期間	0.0
第3計算期間	0.0

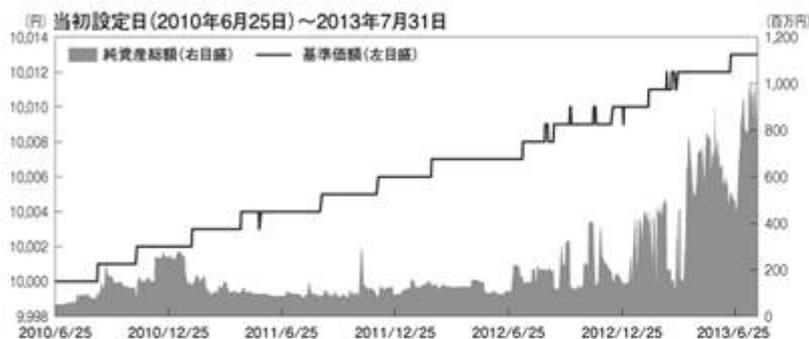
(注) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を基準とした、各計算期間末の基準価額(分配付)の上昇(または下落)率をいいます。なお、収益率は小数第2位を四捨五入しています。

（参考情報）運用実績

2013年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額	10,013円
純資産総額	906百万円

※第1期から第3期において分配金を支払っていないため、「分配金再投資基準価額」を表示していません。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	第1期 2011年6月15日	第2期 2012年6月15日	第3期 2013年6月17日	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

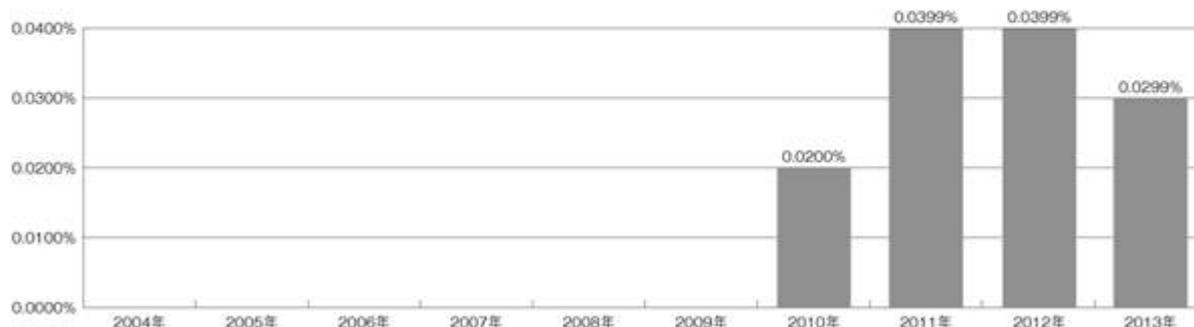
主要な資産の状況

資産別構成	投資比率
株式	0%
公社債	57%
短期金融資産他	43%
純資産総額	100%

※当ファンドは親投資信託を組入れますので、株式投資比率および公社債投資比率は、実質比率を記載しております。

年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2010年は設定日(2010年6月25日)から年末まで、2013年は年初から7月末日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)

第1計算期間	1,334,910,000	1,247,560,000	87,350,000
第2計算期間	1,052,970,964	1,044,930,964	95,390,000
第3計算期間	6,755,628,727	6,323,058,766	527,959,961

(注) 当初申込期間中の設定数量は50,000,000口です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ファンドは、原則として「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」からのスイッチングと同様のお申込でのみ取得可能なファンドです。
- ・取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で取得することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。
- ・また、スイッチングと同様のお取扱いにより各ファンドを取得する場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングと同様のお取扱いについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。

販売会社によっては、スイッチングと同様の取扱いを行わない場合や償還日より前の一定期間以降にスイッチングと同様のお取扱いによるお申込を受け付けなくなる場合、分配金のお取扱いに関するコースがどちらか一方に限られている場合、取得単位が異なる場合等があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- ・取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込金額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- ・手数料については、前述の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- ・「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「楽天ブルベア・マネープール自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- ・取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後2時50分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに定める外国金融市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむをえない事情があるときは受付時間が変更になることもありますので、ご注意ください。
- ・委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、別に定める投資信託（ ）の一部解約の請求の受付を中止したときまたは既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消したとき、その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受付を取消することができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込に限ってこれを受け付けるものとします。

（ ）「別に定める投資信託」とは、「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」をいいます。

- ・詳しくは、販売会社までお問合せください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。
- ・換金（解約）等の受付は、原則として販売会社の営業日の午後2時50分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所における取引の停止、その他やむをえない事情があるときは受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。
- ・投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行なうものとします。
- ・委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ・一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記照会先にお問合せください。

委託会社のお問合せ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03 - 6717 - 1900

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

- * 基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページに掲載されます。また、お問合せいただける基準価額及び一部解約の価額は、前営業日以前のもとなります。
- ・一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。
- ・一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、当ファンドにおいて、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ・委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、別に定める投資信託（ ）の取得申込の受付を中止したときまたは既に受付けた取得申込の受付を取消したとき、その他やむをえない事情があるときは、一部解約の実行の請求を受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
（ ）「別に定める投資信託」とは、「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」をいいます。
- ・上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（当該日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、当該計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして（当該日を一部解約の実行の請求受付日とします。）、当該日の基準価額をもって計算された額とします。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・基準価額（受益権1万口当たり純資産価額を表示したもの）は、毎営業日に算出され、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。
- ・委託会社へのお問合せにつきましては、下記にご照会下さい。

委託会社のお問合せ先**楽天投信投資顧問株式会社****お客様窓口：電話番号 03 - 6717 - 1900****受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで****ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>****(2) 【保管】**

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成28年6月15日までです。

ただし、委託会社は一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

(4) 【計算期間】

- ・当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までとします。
- ・上記にかかわらず、上記の原則による各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、かつ、該当日に最も近い営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（投資信託契約の解約）

- 1) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が1億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。または、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、上記1)の事項について、下記「 書面決議の手続き」にしたがいいます。
- 3) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- 4) 委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を停止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- 5) 上記にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は下記「 書面決議の手続き」における書面決議が否決となる場合を除き当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 6) 受託会社は、委託会社の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「 投資信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は上記によって行なう場合を除き受託会社を解任することはできないものとします。
- 7) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、上記1)の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款変更等」といいます。）について、下記「 書面決議の手続き」にしたがいます。
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記1)および2)にしたがいます。

この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

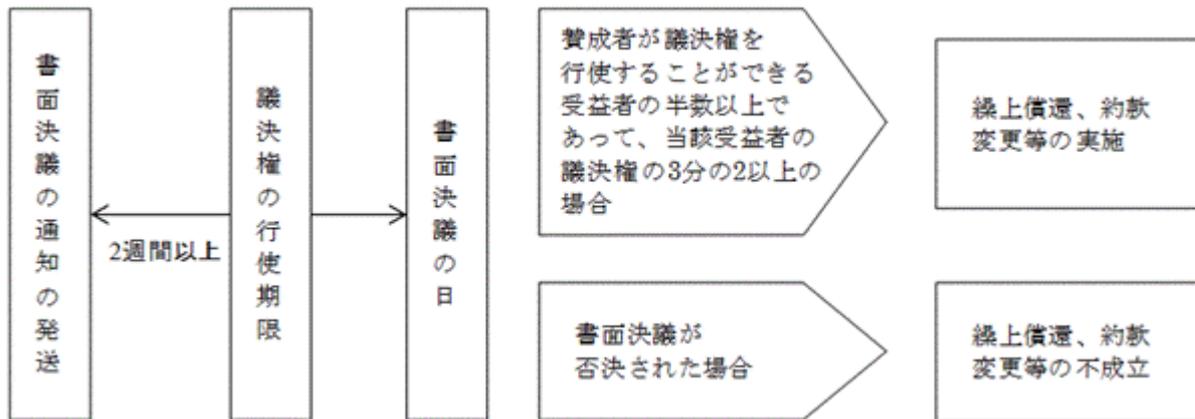
書面決議の手続き

- 1) 委託会社は、上記「 信託の終了（投資信託契約の解約）」1)について、または、「 投資信託約款の変更等」1)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに当ファンドの知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 2) 上記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 上記1)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 重大な約款変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 5) 上記1)から4)までは、委託会社が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電信的

記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「 信託の終了（投資信託契約の解約）」2）に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記1）から3）までの当ファンドの解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

- 6) 上記1）から5）にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

< 書面決議の主な流れ >



反対者の買取請求権

- ・投資信託契約の解約（上記「 信託の終了（投資信託契約の解約）」2）の場合を除きます。）または上記「 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行なう場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- ・上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「 書面決議の手続き」にしたがい、その書面に記載します。

運用報告書

- ・委託会社は、原則として各計算期間の終了時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
- ・運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で受け取ることができます。ただし、受益者があらかじめ運用報告書の電子交付について販売会社と同意している場合は、販売会社で定める方法によって交付されます。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は電子公告により行ない次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

なお、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ・委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴いこの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ・委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴いこの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託事務処理の再信託

- ・受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結しこれを委託することがあります。その場合には、再信託かかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。
- ・上記における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

信託業務の委託等

- 1) 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
 - ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - ・委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - ・委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 2) 受託会社は、上記に定める委託先の選定にあたっては当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 3) 上記1)および2)にかかわらず、受託会社は次に掲げる業務を受託会社および委託会社が適当と認めるもの（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - ・投資信託財産の保存にかかる業務
 - ・投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ・委託会社のみ指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な項にかかる業務
 - ・受託会社が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対して次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称及び住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

(1) 収益分配金請求権

- ・収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）に受益者に支払います。
- ・受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- ・上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

(2) 一部解約請求権

- ・受益者は、販売会社ごとに定める単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として、4営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断により一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ・権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(3) 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）に受益者に支払います。

受益者が信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(4) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了（投資信託契約の解約）」、または投資信託約款の変更「同 投資信託約款の変更等」を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当計算期間（平成24年6月16日から平成25年6月17日まで）の財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

楽天ブルベア・マネープール

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成24年6月15日現在	当期 平成25年6月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	65,436,507	157,180,449
親投資信託受益証券	30,042,998	500,191,784
流動資産合計	95,479,505	657,372,233
資産合計	95,479,505	657,372,233
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	128,696,183
未払受託者報酬	1,917	6,747
未払委託者報酬	17,650	61,185
流動負債合計	19,567	128,764,115
負債合計	19,567	128,764,115
純資産の部		
元本等		
元本	95,390,000	527,959,961
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	69,938	648,157
（分配準備積立金）	7,168	14,641
元本等合計	95,459,938	528,608,118
純資産合計	95,459,938	528,608,118
負債純資産合計	95,479,505	657,372,233

（ 2 ）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自	平成23年6月16日 至 平成24年6月15日	自	平成24年6月16日 至 平成25年6月17日
営業収益				
受取利息		46,287		66,380
有価証券売買等損益		23,999		148,786
営業収益合計		70,286		215,166
営業費用				
受託者報酬		3,482		9,725
委託者報酬		32,119		88,350
営業費用合計		35,601		98,075
営業利益又は営業損失（ ）		34,685		117,091
経常利益又は経常損失（ ）		34,685		117,091
当期純利益又は当期純損失（ ）		34,685		117,091
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		27,521		102,450
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		33,597		69,938
剰余金増加額又は欠損金減少額		566,709		7,265,537
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		566,709		7,265,537
剰余金減少額又は欠損金増加額		537,532		6,701,959
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		537,532		6,701,959
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		69,938		648,157

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成24年6月16日から平成25年6月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成24年6月15日現在	当期 平成25年6月17日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	95,390,000口	527,959,961口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0007円 (10,007円)	1.0012円 (10,012円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自平成23年6月16日 至平成24年6月15日	自平成24年6月16日 至平成25年6月17日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,884円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(280円)、投資信託約款に規定される収益調整金(62,770円)及び分配準備積立金(4円)より分配対象額は69,938円(1万口当たり7.33円)であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,829円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(9,812円)、投資信託約款に規定される収益調整金(633,516円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は648,157円(1万口当たり12.28円)であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コールローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成24年6月15日現在	当期 平成25年6月17日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 平成24年6月15日現在	当期 平成25年6月17日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	23,999	50,987
合計	23,999	50,987

（デリバティブ取引に関する注記）

前期 平成24年6月15日現在	当期 平成25年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成23年 6月16日 至 平成24年 6月15日	当期 自 平成24年 6月16日 至 平成25年 6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	前期	当期
	自 平成23年 6月16日 至 平成24年 6月15日	自 平成24年 6月16日 至 平成25年 6月17日
元本の推移		
期首元本額	87,350,000円	95,390,000円
期中追加設定元本額	1,052,970,964円	6,755,628,727円
期中一部解約元本額	1,044,930,964円	6,323,058,766円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	楽天・国内マネー・マザー ファンド	499,093,778	500,191,784	
親投資信託受益証券 合計		499,093,778	500,191,784	
合計		499,093,778	500,191,784	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「楽天・国内マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。

「楽天・国内マネー・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

楽天・国内マネー・マザーファンド

（１）貸借対照表

区 分	平成24年6月15日現在 金額（円）	平成25年6月17日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,045,172	50,239,172
国債証券	19,998,120	449,977,300
流動資産合計	30,043,292	500,216,472
資産合計	30,043,292	500,216,472
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	29,998,001	499,093,778
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	45,291	1,122,694
元本等合計	30,043,292	500,216,472
純資産合計	30,043,292	500,216,472
負債純資産合計	30,043,292	500,216,472

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成24年6月15日現在	平成25年6月17日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	29,998,001口	499,093,778口
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0015円 (10,015円)	1.0022円 (10,022円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コールローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成24年6月15日現在	平成25年6月17日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成24年6月15日現在	平成25年6月17日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	2,540	55,080
合計	2,540	55,080

(デリバティブ取引に関する注記)

平成24年6月15日現在	平成25年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	自 平成23年 6月16日 至 平成24年 6月15日	自 平成24年 6月16日 至 平成25年 6月17日
1. 元本の推移 本報告書における開示対象ファ ンドの期首における当該親投資 信託の元本額	29,998,001円	29,998,001円
同期中における追加設定元本額	- 円	988,058,871円
同期中における一部解約元本額	- 円	518,963,094円
2. 本報告書における開示対象ファ ンドの計算期間末日における元 本の内訳 ファンド名 楽天ブルベア・マネープール	29,998,001円	499,093,778円
計	29,998,001円	499,093,778円

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	3 5 4 国庫短期証券	130,000,000	129,998,050	
	3 5 5 国庫短期証券	150,000,000	149,995,800	
	3 5 6 国庫短期証券	70,000,000	69,996,850	
	3 6 7 国庫短期証券	100,000,000	99,986,600	
国債証券 合計		450,000,000	449,977,300	
合計		450,000,000	449,977,300	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成25年7月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	1,087,673,609円
負債総額	181,680,269円
純資産総額（ - ）	905,993,340円
発行済数量	904,820,422口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0013円

（参考情報）楽天・国内マネー・マザーファンド

純資産額計算書

（平成25年7月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	520,261,838円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	520,261,838円
発行済数量	519,047,885口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0023円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむをえない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむをえない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記載されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みません。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年7月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株

* 最近5年間における資本金の額の推移

平成22年 2月25日	225百万円
平成22年 3月29日	150百万円

(2) 会社の意思決定機構

・取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行ないます。

・監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行ないます。

（本書提出日現在）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等に当たって、ポートフォリオを構築・管理します。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用に係るパフォーマンス分析・評価を行ない、これを運用部にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言・代理業務を行なっています。

平成25年7月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	12本	106,555百万円
合 計	12本	106,555百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		81,618		301,147
前払費用		527		2,559
未収委託者報酬		31,203		78,306
未収運用受託報酬		1,205		-
未収収益		3,151		1
立替金		5,333		4,769
繰延税金資産		-		77,016
その他		2		359
流動資産計		123,041		464,160
固定資産				
有形固定資産	1	9,911	1	8,011
建物（純額）		7,232		6,307
器具備品（純額）		2,679		1,703
無形固定資産		690		314
ソフトウェア		690		314
投資その他の資産		51,823		50,661
投資有価証券		50,035		50,060
長期前払費用		1,788		601
固定資産計		62,424		58,988
資産合計		185,466		523,148
負債の部				
流動負債				
預り金		1,649		3,607
未払金		2,000		-
未払費用	2	24,677		49,059
未払法人税等		2,229		21,848
未払消費税等		4,063		15,415
リース債務		441		-
賞与引当金		2,204		6,146
役員賞与引当金		-		2,750
流動負債計		37,265		98,826
固定負債				
繰延税金負債		12		21
リース債務		441		-
固定負債計		453		21
負債合計		37,718		98,847
純資産の部				
株主資本				
資本金		150,000		150,000

資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	<u>629,716</u>	<u>629,716</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	631,990	355,454
利益剰余金合計	<u>631,990</u>	<u>355,454</u>
株主資本合計	<u>147,725</u>	<u>424,261</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	22	38
評価・換算差額合計	<u>22</u>	<u>38</u>
純資産合計	<u>147,748</u>	<u>424,300</u>
負債・純資産合計	<u>185,466</u>	<u>523,148</u>

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		255,707		827,410
運用受託報酬		5,618		3,072
その他営業収益		36,006		11,006
営業収益計		297,332		841,489
営業費用				
支払手数料		115,686		388,854
広告宣伝費		-		297
委託調査費		509		157
通信費		41,031		49,530
協会費		2,567		2,613
諸会費		146		136
営業費用計		159,942		441,588
一般管理費	1・2	147,256	1・2	181,012
営業利益又は営業損失 ()		9,865		218,887
営業外収益				
受取利息		15		25
為替差益		1		-
雑収入		14		47
営業外収益計		30		72
経常利益又は経常損失 ()		9,834		218,960
税引前当期利益又は税引前当期純損失 ()		9,834		218,960
法人税、住民税及び事業税		950		19,440
法人税等調整額		-		77,016
法人税等合計		950		57,576
当期純利益又は当期純損失 ()		10,784		276,536

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	150,000	150,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	400,000	400,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	400,000	400,000
その他資本剰余金		
当期首残高	229,716	229,716
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	229,716	229,716
資本剰余金合計		
当期首残高	629,716	629,716
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	621,205	631,990
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	10,784	276,536
当期変動額合計	10,784	276,536
当期末残高	631,990	355,454
利益剰余金合計		
当期首残高	621,205	631,990
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	10,784	276,536
当期変動額合計	10,784	276,536
当期末残高	631,990	355,454
株主資本合計		
当期首残高	158,510	147,725
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	10,784	276,536
当期変動額合計	10,784	276,536
当期末残高	147,725	424,261

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		
当期首残高	8	22
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13	16
当期変動額合計	13	16
当期末残高	22	38
評価・換算差額等合計		
当期首残高	8	22
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13	16
当期変動額合計	13	16
当期末残高	22	38
純資産合計		
当期首残高	158,519	147,748
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	10,784	276,536
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13	16
当期変動額合計	10,771	276,552
当期末残高	147,748	424,300

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産	15,433千円	12,650千円

2．関係会社に対する資産及び負債のうち、区分掲記されたもの以外の各科目に含まれている金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未払費用	2,333千円	-

（損益計算書関係）

1．役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

2．一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
人件費	89,783千円	117,040千円
減価償却費	2,712千円	2,641千円
賞与引当金繰入額	2,204千円	6,146千円
役員賞与引当金繰入額	-	2,750千円
地代家賃	10,936千円	11,837千円
従業員採用費	7,962千円	3,075千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

同じく営業債権である未収収益については、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、本邦通貨建ての短期公社債に投資をしている当社運用投資信託の安定運用を目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクは殆どないと認識しております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金・預金	81,618	81,618	-
(2)未収委託者報酬	31,203	31,203	-
(3)未収運用受託報酬	1,205	1,205	-
(4)未収収益	3,151	3,151	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	50,035	50,035	-
資産計	167,213	167,213	-
負債			
(1)未払費用	24,677	24,677	-
負債計	24,677	24,677	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金・預金	301,147	301,147	-
(2)未収委託者報酬	78,306	78,306	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	50,060	50,060	-
資産計	429,513	429,513	-
負債			
(1)未払費用	49,059	49,059	-
負債計	49,059	49,059	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬 (4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払費用

未払費用は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	81,618	-
未収委託者報酬	31,203	-
未収運用受託報酬	1,205	-
未収収益	3,151	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,035
合計	117,178	50,035

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	301,147	-
未収委託者報酬	78,306	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,060
合 計	379,453	50,060

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	50,035	50,000	35
小 計	50,035	50,000	35
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	50,035	50,000	35

当事業年度（平成25年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	50,060	50,000	60
小 計	50,060	50,000	60
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	50,060	50,000	60

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (至平成25年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	467,120千円	406,365千円
未払費用	155千円	416千円
未払事業所税	119千円	143千円
未払事業税	486千円	2,148千円
賞与引当金	837千円	2,336千円
その他	566千円	640千円
繰延税金資産小計	469,286千円	412,049千円
評価性引当金	469,286千円	335,032千円
繰延税金資産合計	-	77,016千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	12千円	21千円
繰延税金負債合計	12千円	21千円
繰延税金資産純額	-	77,016千円
繰延税金負債純額	12千円	21千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (至平成25年3月31日)
法定実効税率	-	38.01%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.52%
住民税均等割等	-	0.43%
評価性引当額の増減	-	61.30%
その他	-	3.96%
税効果適用後の法人税等の負担率	-	26.30%

（注）前事業年度は、税引前当期純損失のため、記載しておりません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）及び当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	255,713	5,618	36,000	297,332

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
楽天証券株式会社	36,000

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	827,416	3,072	11,000	841,489

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成24年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い及び事務代行の委託等	投資情報に関する業務受託	36,000	未収収益	3,150
								証券投資信託の代行手数料	62,639	未払費用	6,108

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成25年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い及び事務代行の委託等	証券投資信託の代行手数料	186,311	未払費用	14,970

（注）1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．投資情報に関する業務受託については、情報の重要性、有用性、及び希少性等を勘案し総合的に決定しております。

3．証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

楽天㈱（大阪証券取引所 J A S D A Qスタンダードに上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	当事業年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	11,365円24銭	32,638円49銭
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額（ ）	829円61銭	21,272円01銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額又は、1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	当事業年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
1株当たり当期利益金額 又は 当期純損失金額		
当期純利益金額 又は 当期純損失金額（ ）（千円）	10,784	276,536
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 又は 普通株式に係る当期純損失金額（ ）(千円)	10,784	276,536
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営む とともに、金融機関の信託業 務の兼営等に関する法律（兼 営法）に基づき信託業務を営 んでいます。

*平成25年7月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日 : 平成12年6月20日
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

	資本金の額 (平成25年7月末日現在)	事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定め る第一種金融商品取引 業を営んでいます。
丸八証券株式会社	3,751百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
おきなわ証券株式会社	628百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	銀行法に基づき銀行業を 営んでいます。

*平成25年7月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行いません。なお、投資信託財産の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に委託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、投資信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、委託会社および当ファンドのロゴマークや図案を表示し、イラストや写真等を採用することがあります。また、目論見書の表紙に、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙～本文の前までの記載等について
- 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
- 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間帯等
 - ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨使用開始日を記載することがあります。
- 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
- ・届出をした日および当該届出の効力発生の有無を確認する方法
 - ・届出をした日および届出が効力を生じている旨、効力発生日
- 次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託財産が受託会社において、信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべき旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ファンドの形態等を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書に記載する運用状況に関する情報等は、適宜更新することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年8月7日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 芳 幸 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天ブルベア・マネープールの平成24年6月16日から平成25年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天ブルベア・マネープールの平成25年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年5月31日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 芳 幸 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。